

気の里看護小規模多機能型居宅介護「つむぎのて」のご利用にあたって

(重要事項説明書)

気の里看護小規模多機能型居宅介護「つむぎのて」は、利用者がその持てる力を発揮して可能な限り自立した日常生活を営み、住み慣れた地域で人生の終焉を迎えられることを目指します。そのために利用者や家族がいつでも安心できるケアの実践と介護者の負担軽減を図る仕組みをそれぞれの地域で創り出すことが求められます。当事業所では通いを中心として利用者の様態や希望に応じて宿泊、訪問等を柔軟に組み合わせ、家族や地域とのつながりを大切にしながら、心身機能の維持回復を図り、その人が望む人生を全うすることを支援するための看護・介護サービスを継続的に提供することを目的とします。

1 ケアサービスの基準

- (1) 介護保険法ならびにその他の関連法規に従い、利用者のライフパートナーとして、その人の生き方、意思および人格を尊重します。要介護状態の軽減もしくは悪化防止に資するよう目標を設定し、居宅介護計画に基づく計画的な日常生活上の世話、機能訓練を行うと共に、主治医と連携して療養上の健康管理等を行うものとしします。
- (2) 住み慣れた地域で家族および社会とのつながりを維持し、その人の持てる力を引き出し、居心地の良い環境で、自立した日常生活が営めるように看護・介護の質を高めることに努めます。また地域の学校や保健医療福祉に関連する教育機関と連携し、看護・介護サービスの人材育成に積極的に貢献します。
- (3) 事業に当たっては、地域ケア会議、運営推進会等において地域の課題やニーズを明らかにして、豊橋市、地域包括ケアセンター、保健医療福祉サービス等と連携して、その解決に向けた取り組みを展開します。

2 事業所の概要

(1) 指定状況とサービス提供地域

種類	看護小規模多機能型居宅介護
名称	気の里看護小規模多機能型居宅介護「つむぎのて」
事業所番号	2392000390
指定年月日	平成27年6月8日
サービス提供地域	東三河広域連合全域

(2) 所在地

〒441-3103

豊橋市雲谷町字上ノ山113番地の2、113番地の24、113番地の25

代表： 電話（0532）65-7111 FAX（0532）65-7122

直通： 電話（0532）43-0511 FAX（0532）43-0512

(3) 営業日 毎日営業（年中無休）

営業時間	通いサービス	基本時間	午前10時から午後4時まで
	宿泊サービス	基本時間	午後4時から翌午前10時まで
	訪問サービス	基本時間	24時間
	看護サービス	基本時間	午前9時から午後5時まで

（緊急時訪問看護加算対象者は24時間対応）

(4) 職員の職種と員数

- ・管理者 1名（看護師兼務）
- ・看護師 4名
- ・介護士 9名（内介護福祉士 4名）

(5) 登録定員、対象者

25名（通いサービス定員15名、宿泊サービス定員7名）・東三河広域連合地域に居住する要介護認定者

(6) 主な施設設備

宿泊室	7室（ウォシュレット付洋式トイレ、洗面台、クローゼット設置）
ダイルーム	居間、食堂
浴室	個浴3槽、脱衣室
相談室	1室

3 契約期間

契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとし、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを利用開始した日を登録日とします。ただし、以下の場合は契約終了（登録終了）となります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 利用者の契約解除の申し出が文書であった場合② 事業者のやむを得ない事情により契約の継続が困難な場合③ 利用料の支払いが規定の内容に反して支払われない場合④ 利用者および家族が契約の継続が困難なほどの背信行為を行った場合⑤ 要介護認定において非該当（自立、要支援）と認定された場合⑥ 利用者が他の介護保険施設に入所または死亡した場合 |
|--|

4 サービス内容及びご利用料金

(1) 介護保険サービス

1) 通いサービス

- ① 日常生活上の世話および機能訓練
- ② 食事の提供
- ③ 入浴支援
- ④ 送迎

2) 訪問サービス

① 訪問介護

利用者の自宅における食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練

② 訪問看護

主治医の訪問看護師指示書に基づき、主治医との連絡調整を図りながら以下のサービスを提供

・病状や障害の状態観察 ・清拭、洗髪等による清潔の保持 ・食事および排泄等日常生活の世話 ・褥瘡の予防・処置 ・リハビリテーション	・ターミナルケア ・認知症利用者の看護 ・療養生活や介護方法の指導 ・カテーテル等の管理 ・その他医師の指示による医療処置
---	---

3) 宿泊サービス

当事業所に宿泊し、食事・入浴・排泄等の日常生活上の援助や機能訓練を提供

4) 生活に関する相談・助言

- ① 利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言
- ② 利用に関する市町村への届出代行

【利用料金表】

利用料金は介護報酬で定められた下記単位表の該当単位数に地域区分7級（10.17）を乗じた金額となります。ご利用者様には要介護度及び介護保険自己負担割合により算定した金額を請求させていただきます。

【看護小規模多機能居宅介護単位一覧表】

【単位／月】

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
12, 447 単位	17, 415 単位	24, 481 単位	27, 766 単位	31, 408 単位

【加算項目】

初期加算	30 単位
認知症加算（Ⅰ）	920 単位
認知症加算（Ⅱ）	890 単位
認知症加算（Ⅲ）	760 単位
認知症加算（Ⅳ）	460 単位
若年性認知症利用者受入加算	800 単位
栄養スクリーニング加算	5 単位
退院時共同指導加算	600 単位
緊急時訪問看護加算	774 単位
特別管理加算（Ⅰ）	500 単位
特別管理加算（Ⅱ）	250 単位
ターミナルケア加算	2, 500 単位
総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	1, 200 単位
総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	800 単位
看護体制強化加算（Ⅰ）	3, 000 単位
看護体制強化加算（Ⅱ）	2, 500 単位
訪問体制強化加算	1, 000 単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	750 単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	総報酬単位数に 16.8%を乗じる

【減算項目】

末期悪性腫瘍等で医療保険の訪問看護実施の場合

要介護 1～3	▲925 単位
要介護 4	▲1, 850 単位
要介護 5	▲2, 914 単位

特別指示による頻回な医療保険の訪問看護実施の場合

要介護 1～3	▲30 単位
要介護 4	▲60 単位
要介護 5	▲95 単位

※ サービスの利用平均が週あたり 4 回に満たない場合には、上記単位数に 70/100 を乗じた金額を算定します。

※ 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合または多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。ただし、月途中からの登録または登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

「登録日」・・・通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

「登録終了日」・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

※ ▲は、減算額を表します。

※ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、利用料金の全額を一度お支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

【短期利用居宅介護費】※ 登録していない方が、緊急に利用する場合

【単位／日】

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
571 単位	638 単位	706 単位	773 単位	839 単位

※ 急を要する事情があり利用を希望される場合、最長 7 日（やむを得ない事情がある場合は 14 日）を目途に、緊急利用できます（登録定員に空きがある場合）。

※ 上記金額は、介護報酬単位数に豊橋市（7 級地）の地域単価 10.17 円を乗じたうちの自己負担額分です。実際には、一月の利用合計単位数に 10.17 円を乗じますので、請求額に多少の差額が発生します。

実費負担分（保険対象外になります。）

実費負担分		
食 費	朝 食	5 0 9 円
	昼 食	8 1 5 円
	夕 食	7 1 3 円
嚥下訓練食		1 0 2 円加算
日用品費		1 0 2 円
レクリエーション費		1 5 3 円
宿泊費		2, 8 5 2 円
パッド代		1 0 2 円/枚
リハビリパンツ代		1 5 3 円/枚
おむつ代		1 5 3 円/枚
複写代		1 0 円/枚
救急搬送時の付き添い職員の交通費		実費相当額

※ パッド代、リハビリパンツ代、おむつ代は、持参の場合、費用はかかりません。不足分については、実費負担分をいただきます。

※ その他、行事参加費、医療材料費など、利用者が負担すべき費用は別途料金を頂きます。

（2）支払方法

当月の利用料金は翌月の 20 日頃までに明細書とともに郵送いたしますのでご確認ください。

お支払いは、口座引き落とし、振込みまたは現金払い（事務窓口）でお支払いください。

（3）利用の中止、変更、キャンセル料

1) 看護小規模多機能型居宅介護サービスは、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の状態・希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護および看護を提供するものです。

2) 利用予定日の前に、利用者の都合によって、看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日 17 時までには事業者申し出て下さい。

3) 実費サービスについては、利用予定日の前日までの申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

- 4) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示してご相談します。
- 5) 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止または変更する場合があります。
- ・ 利用者が途中で退所を希望した場合
 - ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合や利用中に体調が悪くなり、医療機関での治療が必要となった場合
 - ・ 他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

5 居宅介護サービス計画書について

- (1) 利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に 応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるよう作成します。
- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。

6 看護小規模多機能型居宅介護計画について

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、その置かれている環境等を十分に踏まえて、援助の目標や具体的サービスを作成・記載します。
- (2) 看護サービスについては、看護師等と密接な連携を図り、利用者の希望・主治医の指示・看護目標及び具体的なサービス内容等を記載します。
- (3) 事業所は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価、結果等は面に記載して利用者に説明の上交付します。

7 秘密保持

利用者情報を本人などの了解なしに第三者に漏らしません。この守秘義務は解約後も同様です。また、退職後の職員についても同様です。

8 サービス内容に関する相談・苦情

サービス担当責任者がご相談・苦情を承ります。いつでもお気軽にご相談ください。

担当 夏目・田中 直通：電話 0532-43-0511

代表：電話 0532-65-7111

上記以外にも市町村や国民健康保険連合会に苦情や相談窓口があります。

東三河広域連合 介護保険課 事業グループ 電話 0532-26-8471

愛知県国民健康保険団体連合会 電話 052-971-4165

9 緊急時における対応

利用者に急変・緊急事態が生じたときは、契約時の同意書「急変・緊急時の取り決め」に従い対応します。

10 事故発生時の対応

- (1) 利用中に事故が発生した場合は、東三河広域連合、当該利用者様のご家族に連絡を行うとともに、必要に応じた措置を講じます。
- (2) 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 1 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施は行っていません。

1 2 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構 成：利用者や利用者の家族、地域住民の代表者又は看護小規模多機能型居宅介護サービスについて知見を有する者、市職員又は地域包括支援センター職員等

開 催：原則2か月に1回。但し、委員などが必要と認めた場合は、臨時会議を随時開催します。

議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

1 3 協力医療機関

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

<協力医療機関> 医療法人 財団医正会 二川病院

1 4 看護、介護実習への協力

当事業所では、大学、大学院等の実習生、研修生を受け入れ、看護、介護実習の場を提供することにより、看護、介護人材の育成に貢献させて頂いております。利用者、ご家族にも、趣旨をご理解頂き、ご協力をお願い致します。

1 5 利用者及び身元引受人にお守りいただきたいこと

- (1) 利用中に入院、通院が必要になった場合はご家族や身元引受人のご協力をお願いします。
- (2) ご利用中に保険証等の内容に変更があった場合は必ずご連絡ください。
- (3) 金銭や貴重品のお持込は盗難の危険もございますので必要最小限をお願いします。
- (4) 災害発生時には、ご家族や身元引受人のご協力により、速やかな退所をお願いします。
- (5) その他、必要に応じてご相談いただきます。

1 6 その他

以上に定めていない事項については介護保険法その他の関係法令に従い誠実に協議して決めさせて頂きます。

説明者

令和 年 月 日

事業所名 気の里看護小規模多機能型居宅介護「つむぎのて」

氏 名

説明を受け、了解しました。

利用者住所氏名

印

家族住所氏名

印続柄（ ）

代理人住所氏名

印続柄（ ）

付則 改版履歴

No.	日付	内 容
1	令和5年5月26日	2 項(4)職員の職種・員数 4 項 サービス内容及びご利用料金 短期利用居宅介護費 修正 9 項 緊急時における対応追記 10 項 事故発生時の対応追記 11 項 第三者評価の実施状況追記
2	令和6年3月29日	令和6年度 介護報酬改定より 4 項 サービス内容及びご利用料金 改定
3	令和8年5月29日	4 項 サービス内容及びご利用料金 改定
4		
5		
6		
7		
8		
9		